

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向
についての中間整理（男女共同参画基本計画に関する専門調査会）

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本的な方向についての中間整理について

平成 16 年 7 月 28 日、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問を受けた。男女共同参画会議では、諮問を受けて、男女共同参画基本計画（平成 12 年 12 月 12 日閣議決定）策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方を示すための検討を行うこととし、現在、男女共同参画基本計画に関する専門調査会において、審議を重ねているところである。

本専門調査会は、本年 4 月まで 10 回にわたり、関係府省ヒアリング及び討議を重ねてきた（参考資料 7 参照）。また、男女共同参画会議においても、昨年 10 月 7 日に新しい男女共同参画基本計画に関する当面の論点について、本年 2 月 25 日に男女共同参画基本計画に新たに盛り込むべき事項について、議論が行われた。これらを踏まえ、本専門調査会としての中間整理を取りまとめた。

本専門調査会では、男女共同参画社会の形成は 21 世紀の我が国社会の姿を決定する最重要課題であることから、中間整理について地方公共団体や民間団体、国民各層から広く意見をいただくため、これを公表することとした。

本中間整理は、取りまとめに当たっての考え方について整理したと、現行の男女共同参画基本計画の実施状況に関する評価、それを踏まえた次期基本計画の内容の基礎となる今後の施策の基本的方向等について記述した及び計画の推進体制に関するから構成されている。なお、次期基本計画にはできるだけ数値目標を盛り込む必要があり、これについては引き続き検討を行う。

今後は、中間整理に対して各方面から寄せられた意見を参考に、本専門調査会において更に審議を進め、その結果を男女共同参画会議に報告する予定である。男女共同参画会議では、同報告を受けて、答申を取りまとめることとなる。

本専門調査会としては、この中間整理に関し、広い関心と建設的な意見が各方面から寄せられることを心から期待するものである。

なお、現行基本計画第 2 部「7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分については、女性に対する暴力に関する専門調査会において現在調査審議が行われており、本専門調査会と同時に中間整理を公表し、意見募集を行っているところである。